共同企業体協定書（案）

（目的）

第１条　当共同企業体は、次の事業を共同連帯して営むことを目的とする。

（１）　関市発注に係る車道の社会実験　滞留空間設計デザイン等業務（当該業務内容の変更に伴う業務を含む。以下「委託業務」という。）の請負

（２）　前号に附帯する事業

（名称）

第２条　当共同企業体は○○○○共同企業体（以下、共同企業体という。）と称する。

（事業所の所在地）

第３条　共同企業体は、事務所を○○○○○○に置く。

（成立の時期及び解散の時期）

第４条　共同企業体は、本協定書の締結の日に設立し、業務完了後、実績報告書を提出し、その報告内容について市の承認が得られるまで解散しない。

２　委託業務を請け負うことができなかったときは、共同企業体は、前項の規定にかかわらず、当該委託業務に係る請負契約が締結された日に解散する。

（構成員の住所及び名称）

第５条　共同企業体の構成員（以下「構成員という。」）は、次の表のとおりとする。

|  |  |
| --- | --- |
| 名称 | 所在地 |
|  |  |
|  |  |
|  |  |

（代表者の名称）

第６条　共同企業体は、○○○○○○を代表者（以下「代表者」という。）とする。

（代表者の権限）

第７条　代表者は、委託業務の実施に関し、次の権限を有するものとする。

（１）　当該業務プロポーザルに係る提出書類の作成及び提出

（２）　市との契約の締結

（３）　当該業務についての委託料の請求及び受領

　（４）　その他当該業務に係る関市との折衝

（構成員の業務分担及び責任）

第８条　構成員は、共同企業体の業務を次の表のとおり分担し、責任を持って履行するものとする。

|  |  |
| --- | --- |
| 構成員の名称 | 分担する業務 |
|  |  |
|  |  |
|  |  |

２　構成員は、前項の業務の履行及びその履行に伴い共同企業体が負担すべき債務の履行に関し、連帯して責任を負う。

（取引金融機関）

第９条　共同企業体の取引金融機関は、代表者の名義の預金口座によって取引するものとする。

（権利義務の譲渡の制限）

第１０条　本協定書に基づく共同企業体及び構成員の権利義務は、他人に譲渡することができない。

（構成員の脱退）

第１１条　構成員は、発注者及び構成員全員の承諾がなければ、第４条で定める共同企業体の解散の日まで脱退することができない。

２　前項の場合のほか、構成員は、破産手続開始の決定を受けたことをもって脱退する。

（構成員の除名）

第１２　共同企業体は、構成員のうちいずれかが、委託業務実施期間中において重要な義務の不履行その他の除名し得る正当な事由を生じた場合においては、他の構成員全員及び発注者の承認により当該構成員を除名することができる。

２　前項の規定により構成員を除名したときは、その旨を当該構成員に通知しなければならない。

（解散後の瑕疵担保責任）

第１３条　共同企業体が解散した後においても、当該委託業務に瑕疵があったときは、各構成員は共同連帯してその責めに任ずるものとする。

（協定書に定めのない事項）

第１４条　本協定書に定めのない事項については、構成員の協議により定めるものとする。

○○○○○○　ほか　○社は、以上のとおり○○○○共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書○通を作成し、各通に構成員が記名押印し、各自所持するものとする。

令和　　　年　　　月　　　日

構成員　　所在地

（代表者）　名　称

　　　　　　代表者職氏名　　　　　　　　　　　　印

　　　　　　所在地

構成員　　名　称

　　　　　代表者職氏名　　　　　　　　　　　　印

所在地

構成員　　名　称

　　　　　代表者職氏名　　　　　　　　　　　　印

※　この様式を参考に共同体の協定書を作成し、その写しを提出してください。